

Title	英国捕獲審検所に於ける独船智利号事件の検定 (上)
Sub Title	
Author	板倉, 卓造
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.10 (1915. 10) ,p.1121(45)- 1143(67)
JaLC DOI	10.14991/001.19151001-0045
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19151001-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

るを感ぜずむば非ず。此種の移民は主として南北米若くは南洋等に送らざる可らざる筈のものにして苟くも吾人が朝鮮若くは滿蒙の植民政策を云々する以上は進歩したる智識技術及道德的觀念を以て原住民を指導開發し以て彼等をして文明の徳澤に浴せしめんとする觀念の伴はざる可らざるは論なき所なり。チムメルマンが植民の目的を論じて

Doch wird als Endzweck der Kolonialpolitik im Grunde heute nicht mehr dieser wirtschaftliche Nutzen der Kolonien, sondern die Verbreitung der Zivilisation, die Schöpfung neuer menschlicher Gesellschaften angesehen, wie das schon Godwin Smith betont hat.

と稱したるが如く單に原住民と勢力に於て競争し賃銀の高下を論ずるが如きは植民の目的に背反するものなりと云ふ可し。されば資本家若くは智識階級が先驅となりて滿蒙の開發に従事すること眞の植民なりと稱す可きなり。而して是等の先驅の下に下層社會の追隨するは敢て非難す可きに非らざる也。要するに今後我國に於て増加す可き人口は朝鮮は云ふに及ばず滿蒙方面に之を導き韓滿蒙を同化して將來の我世界的競争の單位を此大合同の上に置くの必要を感ずるものなり。殊に今回の歐洲戦争に鑑み同化主義は我植民政策上の終局の目的たるべき事を認めざるを得ざる也。

英國捕獲審檢所に於ける獨船智利號事件の檢定(上)

板 倉 卓 造

クリミヤ戦争以來、六十年間、堅く閉されたる英國捕獲審檢所の門戸は、昨年九月四日、獨船智利號事件の審檢を以て再び開門せられたり。數十年來始めての開廷なりければ、當日法廷内は専門家の傍聽人を以て充滿せられたるは無論、其審檢の模様は、廣く内外に多大の興味を喚起したる所なり。果して智利號事件の審檢は、國際法の上より見るも、又英國々内法の上より見るも、種々の新問題を提供したるに止まらず、檢事總長サー・ジョン・サイモン(今の内務大臣)が、開廷に際して英國捕獲審檢所の沿革、海戦の變遷と捕獲に關する法規の改正、審檢所に於て適用せらるゝ法律等の諸問題に就き、最も興味ある陳述を試みたるは、智利號事件をして、今回の大戦

中に於ける最も顯著なる捕獲事件と爲さしめたり。

智利號とは、總噸數二千百八十二噸に過ぎざる獨逸の一小バーク船にして、獨逸ブレーメンに船籍を有し、八月四日、英國カーデフ港に、無船貨にて入港したるものなりしが、英獨間の交戦關係は、同日午後十一時を以て開始せられたるを以て、同船は翌五日カーデフ税關吏に依て拿捕せられたるものなり。即ち智利號は開戦の際敵國港に在りしものなるが故に、第二平和會議に於ける「開戦の際に於ける敵の商船取扱に關する條約」の精神を以てすれば、即刻又は相當の猶豫期間内に、自由に出港することを許さる可き筈なるに、同船は審檢の結果更に命令ある可きまで抑留せらるゝ旨決定せられたり。是れ最も注目す可き新判例の一なり。而して此新判例は、英國が開戦と共に發布したる新法規の結果に外ならず。

智利號の審檢が、國際法上及び英國々内法上、新問題を提供したる其新問題の中に、最も顯著なるものを擧ぐれば、

- 一、開戦の際に於ける敵の商船取扱に關する海牙條約の實行せられざること。
- 二、敵國人の捕獲審檢所に出廷する權利の有無に關する問題。

之に加ふるに、サー・ジョン・サイモンが開廷に際して試みたる陳述中、Prize Moneyに關する改正は、最も注目す可き一點なると共に、其前後の陳述は、英國捕獲審檢所に關する特異の制度を知り得べきを以て、余は右檢事總長の陳述及び智利號事件の審檢を説明解説すると共に、聊か批評を加ふる所ある可し。

而して英國捕獲審檢所が High Court of Justice の中 Probate, Divorce, and Admiralty Division なることは、本文中に記する所の如くなるを以て、其評定官が同部の裁判長たること勿論にして、現にサー・サミュエル・エヴァンス之に任せらる。

二

檢事總長サー・ジョン・サイモンは、開廷に際し、六十年間、絶えて開かれざりし英國捕獲審檢所に於ける最初の事件たる智利號事件の審檢開始せらるゝに臨み、捕獲審檢の變遷に就て、一言の陳述を許されたとして、檢事總長の説く所に據れば、舊上級海事裁判所(High Court of Admiralty)は、最も古くより捕獲審檢所たりしものなり。即ち舊上級海事裁判所は、海事及び捕獲に關する二種の管轄權を有したる其中にて、海事管轄權と云ふは、今日上級裁判所(High Court of Justice)の海事部に於て、平時

に行はるゝ所、就中船舶衝突及び海難救助に關する事件の裁判管轄權に相當するものなり。捕獲管轄權の起原は漠として知る可からずと雖も、上級海事裁判所が、捕獲事件の審檢に任じたること、今日行はるゝ所の如くなりしは、疑ふの餘地なし。然るに上級海事裁判所が、後に至り一八九一年の改正裁判所構成法(一)に依り、上級裁判所中に編入せらるゝや、英蘭上級裁判所は、一八六四年海上捕獲法所定の捕獲審檢所たる可く、依て公海、王國所領及び王國管轄權の行はるゝ一切の場所に於て、一八六四年海上捕獲法所定もしくは舊上級海事裁判所が捕獲審檢所として有したりし全般の管轄權を有す可しと規定し、且つ「本法(新裁判所構成法)の下に、捕獲審檢所としての上級裁判所の管轄に屬する一切の事件は、遺言、離婚並に海事部(Probate, Divorce and Admiralty Division)の所管たる可し」と附記する所に徴するときは、其原則に於て今日行はるゝ所のものと、舊上級海事裁判所に於て昔時より行はるゝ所と正しく同様なるを見る可しと。

(1) Supreme Court of Judicature Act, 1891 (54 & 55 Vict. c. 53)

蓋し英國には、他國に見る如く特別裁判所としての捕獲審檢所なるものなく、普

通の司法裁判所に於て捕獲事件を取扱ふの例にして、隨て其審檢を行ふものは、必ず司法裁判官なり。此制度は米國及び和蘭にも行はるゝ所なるに反し、他の歐洲大陸諸國に於ては、捕獲事件を取扱ふの目的を以て、特別の裁判所を設くるの定めなる其中にて、佛蘭西、伊太利及び西班牙は、専ら行政官を以て其評定官に任じ(一)、獨逸、埃地利、露西亞、丁抹の如きは、司法官と行政官とを混用して審檢所を構成すること、日本の捕獲審檢所と同様なり(二)。而して今度の戰爭に於ても、英國が捕獲事件を上級裁判所中の遺言、離婚並に海事部に取扱はしむること、サー、ジョン、サイモンの説く所の如し、英國の本國捕獲審檢所は、第一審を右の上級裁判所にて行ひ、第二審は樞密院司法部(Judicial Committee of the Privy Council)にて行ふものなれども、海外所領にては、夫れゝの海事裁判所(Vice-Admiralty Court 若しくは Colonial Court of Admiralty)にて第一審を行ひ、第二審は本國樞密院司法部にて取扱ふものなり。尙ほ一層英國の制度を明にせんとするには、自ら英國裁判所の構成を詳説するの要あれども、茲には單に前記上級裁判所と樞密院司法部との地位を一言するに止めん。即ち樞密院司法部は、英帝國の最高法院たる貴族院と併立する上告裁判所にして、貴

族院は専ら英本國に於ける上告事件を取扱ふに對し、樞密院司法部は、平時には主として印度及び植民地よりする上告事件を處理する所、上級裁判所は控訴裁判所 (Court of Appeal) と併立して、高等法院に次ぐ高等法院 (Supreme Court of Judicature) を組織し、更に上級裁判所を三部に分ち、古來の名稱を尙ほ襲用して (1) Chancery Division (2) King's Bench Division 及び (3) Probate, Divorce, and Admiralty Division と稱し、其第三部たる遺言離婚並に海事部が、第一審の捕獲審檢所たること、既に述べたる所の如し。

(一) 例へば佛國の如き評定官は司法、海軍及び外務省の官吏より任命せらる。

(二) Bonfils : Droit International Public, p. 918.

三

檢事總長サー、ジョン、サイモンは、一轉して、過去六十年間に於ける海上捕獲に伴ふ顯著なる變化に就て陳述したり、即ち久しく海上の唯一動力たりし帆の使用が廢せられて、今や之に代ふるに殆ど一般に他の動力を以てするに至りしが如き、寧ろ變化の一小部分と云ふ可きのみ。又クリミヤ戰爭に於ける英國捕獲審檢所の名

判官「ドクトル、ラッシントン」の當時に在ては、今日吾人の眼前に見る科學の驚く可き進歩に依り、公海を走れる船舶と自由に通信することを得るに至る可しとは何人も夢想だも爲さざりし所、何ぞ況や夫れよりも尙ほ遠きナポレオン戰爭のストウエル卿時代に於てをや。之に加ふるに英國捕獲審檢所に於て King's Advocate (1) の職の廢せられたるも、其間に行はれたる一變化と稱す可しと。

(1) King's Advocate の何ものなりや及び現制度の檢事總長 Attorney-General との關係に就ての説明は今は無用なれば略す。

四

檢事總長の陳述は、再轉して、英法に於ける捕獲物沒收の性質及び捕獲物の處分に言及したり。其說に據れば、捕獲事件に於ける捕獲物沒收の請求は、之を國の所得と爲すの意味に於ける沒收ならざる可からず。世上の俗説には、或は沒收捕獲物は其捕獲を行へるものゝ所有に歸す可きものゝ如く信するものあれども、是れ正當なる解釋に非ず。勿論多年來の慣例にては、捕獲者は其沒收船舶拂下金の分配に與ることを得るものなれど、其之を沒收するの檢定は、國の所得に歸す可き正當合法

の捕獲物たるを認むるものにして、其捕獲物が直接に該捕獲に關與したる者の間に分配せらるゝは、國の任意に基く別段の處置に外ならず。今回の戦争に際し、此原則に關して若干の變更を加へらるゝ筈なるが、今日の實狀に於て、敵船の捕獲に従事する特定の海軍々人のみが、捕獲物分配の特典に與ることを得る者とするは、不當なるを免かれざる可し。如何となれば、海軍に於て最も重要にして、且つ最も勇敢なる任を盡すものは、何等捕獲に關與せざる人々なればなり。例へば潜航水雷艇もしくは努級戰艦の如き、本來海上捕獲に關與するものに非ず。此故に従來の規定は、之を改めざる可からざること明瞭なれども、捕獲物が沒收せらるゝは、國の所得に歸するの意味に於てせらるゝものなりとの多年來の原則は、現下の戦争に於ても認めらるゝものたる可しと。

捕獲物が本來國の所得に歸す可きものたるは、學說に於ても、實際に於ても、爭ふ可からざる所にして、現に尙ほ其效力を有する一八六四年の海上捕獲法 (Naval Prize Act) 第五十五條第一項に於て

Nothing in this Act shall give to the officers and crew of any of Her Majesty's ships of

war any right or claim in or to any ship or goods taken as prize or the proceeds thereof, it being the intent of this Act such officers and crew shall continue to take only such interest (if any) in the proceeds prizes as may be from time to time granted to them by the Crown.

と規定せる所に徴するも、捕獲物が捕獲に關與したる軍艦の士官及び乗組員の當然なる所有に非ずして、元來その捕獲物は、國の所有に屬す可きものなるを、獎勵の意味に於て、之を其捕獲に關與したるものに分配するに外ならざるが故に、其分配は之を得るものゝ權利に非ずして、寧ろ國の恩典 (bounty) と認む可きものなり。(二) 此點に關するサ・ジョン・サイモンの陳述は、最も平明の事理を説きたるものなり。然らば、檢事總長は何故に此最も平明の事理を殊更に茲に言及したるやと云ふに、是れ英國政府が、古來の所謂 Prize Money の制度を改廢せんとするの意思を此機會に一言したるに外ならざるのみ。英國政府が Prize Money の制度を改廢せんとするの意思を有せるは、現に昨年三月下院に於て、時の海軍大臣チャーチル氏が言明したる所にして、今回の戦争に際して、いよく之を實行したりしが、サ・ジョン・サイモンは此多年の慣行を一朝にして改廢したる其改廢の理由を、捕獲物が本來國の所有に歸す可きものなること、隨て古來の捕獲物拂下金の分配即ち所謂

Prize Money の分配は國の恩典に外ならざること、隨て今これを改廢するも、何人の權利をも侵害するものに非ざること、に歸し、以て此改廢に關する世間の誤解を避けんとしたるものなる可し。

(一) グケラス、ハッセンの說に曰く The right to all captures has from the earliest times vested primarily in the sovereign, and no captor can have any interest in a prize except that which he receives from the bounty of the state. (Douglas Owen ; Declaration of War ; P. 319)

然らば Prize Money とは何ぞや。

凡て敵國の私船を拿捕し、又は公船を拿捕もしくは破壊することを獎勵するの目的を以て、其拿捕破壊に關係したる自國の海軍將卒に賞與金を與ふるの制度は、文明諸國間に古くより行はるゝ所なり。古來英國に於て行はるゝ Prize Money 及び Prize Bounty の制度は即ち是れなり。Prize Money とは、敵國私船を拿捕したる軍艦の乗組將校士卒に對し、其捕獲物の賣却金(必要なる費用及び法定の控除金を差引きたる殘高)を分與する其分與金の意にして、是れ “The distribution of all net proceeds of prizes, rewards, allowances, salvage awards, and of all bounties and grants whatsoever distributable to our Royal Navy in the manner of prize money” に關する 一九〇〇年九月十七日の Royal

proclamation に規定する所なり。Prize Money の制度を現に行ふものは英佛を初め、他の文明國多く然りと雖も、日本(一)及び獨逸は、之を認めず、米國亦先年これを廢したり(二)。

(一) 日本 の 捕獲審檢令 第廿八條に曰く「捕獲ト檢定セラレタル物件ハ國ノ所得トス」

(二) 米國は、多年、英國の例に倣ひて、Prize Money の制度を認めたりしも、米西戦争終結後

一八九九年 Act of Congress を以て、Prize Bounty と共に之を廢したり

Prize Bounty とは、英國捕獲法の規定(一)に據れば、武裝せる敵船を拿捕又は破壊したる自國軍艦の乗組將卒に、一定の賞與金を與ふる其賞與金の謂ひにして、一名これを Head Money と云ふ。蓋し拿捕又は破壊せられたる敵船乗組員一人に就き、一定の率(英法にては五磅の割)の賞與金を給するの定めなるを以て此名あるなり。英法の此規定は、去る一九一一年國會提出の海上捕獲法案中には、右の賞與金の定率を Proclamation 又は Order in Council の所定に讓る旨改正せんとしたりしも、法案不成立(二)に終りたるを以て、今尙は一八六四年の海上捕獲法の規定に據るものなり。

(一) 一八六四年の Naval prize Act 第四十二條に曰く If, in relation to any war, Her Majesty is pleased to declare, by Proclamation or Order in Council, Her intention to grant prize bounty to the officers and

crews of Her ships of war, then such of the officers and crews of any of Her Majesty's ships of war as are actually present at the taking or destroying of any armed ship of any of Her Majesty's enemies shall be entitled to have distributed among them as prize bounty a sum calculated at the rate of five pounds for each person on board the enemy's ship at the beginning of the engagement.

(二) 新法案は、第二海牙平和會議々定の國際捕獲審檢所設置承認の趣意に依り、舊法を改正提出したるものなりしを、衆議院は通過したりしも、貴族院に於て否決せられたり。

而して Prize Bounty は其性質上、苟も敵の武装せる船舶を拿捕もしくは破壊したるものは、其軍艦の種類如何に拘はらず、之を分與せらるゝものなるに反し Prize Money に至ては、其性質上、主として、其恩典に預るものは、巡洋艦に限るを以て、巡洋艦の乗組員は他の軍艦の乗組員に比して、餘計の利得を爲すものと云はざる可からず。然るに今日の海戰に於て、最も重要にして且つ最も危険なる任務に服するものは、戰艦の如き、潜航艇の如き、直接に海上捕獲に従事せざる軍艦に外ならざるに、獨り巡洋艦のみ、却て是等他種の軍艦に對して、有利なる地位に置かるゝは、事の衡平を得たるものに非ざること、前記サー・ジョン・サイモンの陳述の如くなるが故に、從來の規定に必要な改正を加ふるは、當然の次第と認めざる可からず。此趣意に

依り、英國政府は昨年開戰後間もなく、Order in Council を以て前掲一九〇〇年九月十七日の Royal Proclamation を改正したり。新規定の要旨は、Prize Money の名を廢し、之に代ふるに所謂 more general distribution の趣旨に依り、廣く Prize Bounty の名を以てしたるに在り。即ち左の如し

.....And whereas we are of Opinion that the conditions governing the distribution of the proceeds of prizes captured from the enemy when such proceeds are granted by your Majesty to the officers and men of Your Majesty's fleet, require modification to bring them into accord with the modern conditions.

And whereas it is intended that in lieu of the system of distribution of Prize Money ascribed in the abovementioned proclamation there should be substituted, under regulations and conditions to be hereafter announced, a system of Prize Bounties or Gratuities for more general distribution to the officers and men of Your Majesty's naval forces.

此故に、廣く Prize Bounty の名の下に、尙ほ古來の Prize Money を認むるものにして、唯だ其分與の方法を改正したるのみ。然るに Prize Money の制度に就ては、現に之を認めざるの國あるは勿論、其當否に就ても學說上異論あり。各國に於て此制度を廢す可しとの説は、曾て一九〇七年の第二平和會議の席上に於ても、佛國委員に依て

唱へられたる所にして、其說遂に行はれざりしと雖も、會議の最も注意を喚起したる一問題なりしなり。即ち米國多年の主張に係る海上に於ける私有財産の不可侵に關する提案に就き討議中、佛國委員の提起したる所にして、其理由とする所は(一)國際法は尙ほ海上に於ける敵國私有財産捕獲權の合法なるを認むるが故に、將來諸國間に其廢止を承認せらるゝときまで、其捕獲權の行使を一定の範圍に制限するの可なること、及び(二)戰爭に關する近代の觀念は、戰爭は國家對國家の關係にして、國家と私人との關係に非ざるが故に、捕獲權も單に國家が他の國家に對して行ふ強制の一方法としてのみ之を認むるの最も肝要なることの二點にして、依て是等の理由に基き、總て捕獲權を行ふ國家の機關に、個人的利得を許すの制度を廢棄す可きこと、及び捕獲に依り私人の蒙りたる損害は、結局その私人の屬する國家に於て負擔す可きことの必要を認むとて、佛國委員は、捕獲權を行ふ國家は、捕獲艦の乗組員に分與する所謂 Prize Money の制度を廢棄す可きこと、及び捕獲權の行使に依り蒙りたる損害は、其財産を捕獲せられたる私人の全部負擔に歸せしめざるやう、必要なる手段を講ずることを會議の希望 (voeu) として、議定書に記入せんことを提案したり。然れども Prize Money の制度たる、本來國內的問題にして、國際的な可からざる性質の問題なるを以て、之を會議の希望とせず、單に列國に對する勸誘に止む可しとの修正說ありしが、結局佛國委員の此提案は、不成立に終りたるを以て、Prize Money の制度廢止說は、今尙ほ諸國の認容を得ざるものと云ふ可し。

五

檢事總長サー・ジョン・サイモンは、次に英國捕獲審檢所に於て適用せらるゝ法律に就て陳述を試みたり。檢事總長は英國捕獲審檢所に於て適用せらるゝ法律は the course of Admiralty and the law of nations にして、此語は、古記録(一)にも發見せらるゝ所、今日にても、捕獲審檢所は其管轄權の性質に於ても、範圍に於ても、昔日と異なることある可からずと述べ(二)、且つ捕獲審檢所に於て適用する法律は、the course of Admiralty and the law of nations なりと云ふと雖も、其實は英國の國法に外ならず、隨て今日に行はるゝ海上捕獲に關する一大法典を編成し英國自身は固より世界文明國の大部分の爲めに、一定原則を設定したるものは、實に過去に於ける英國捕獲審檢所に外ならざるなりと附言したるは、實際に於て決して誇大の言に非ず。

(一) 現に一八六四年の海上捕獲法第五十五條第五號に、*Nothing in Act shall take away, abridge, or control, further or otherwise than as expressly provided by this Act, the jurisdiction or authority of a Prize Court to take cognizance of and judicially proceed upon any capture, seizure, prize, or reprisal of any ship or goods, and to hear and determine the same, and, according to the course of Admiralty and the Law of Nations, to adjudge and condemn any ship or goods, or any jurisdiction or authority of or exercisable by a Prize Court.* といふ同一の文字を用ゐたり

(二) 昨年八月五日發布の捕獲審檢所の構成に關する勅令中同一の文字を用ゐたるを見ゆ。即ち……*His Majesty's High Court of Justice and the Judges thereof to take cognizance of and judicially proceed upon all and all manner of captures, seizures, prize, and reprisals of all ships, vessels, and goods that are or shall be taken, and to hear and determine the same; and according to the course of Admiralty and the Law of Nations, and the Statutes, Rules, and Regulations for the time being in force in that behalf, to adjudge and condemn all such ships, vessels, and goods as shall belong to the German Empire, or the citizens or subjects thereof, or to any other persons inhabiting within any of the countries, territories, or dominions of the said German Empire.*

英國捕獲審檢所に於て適用せらるゝ所謂 *the course of Admiralty and the law of Nations* の其 *the law of Nations* といふは *the common law of nations* と呼ばるゝ所のものなりとて、サー・ジョン・サイモンは此法律を解釋して、是れ學者の研究と世界の大國の

加盟したる特殊條約、即ち國際協約を基礎とするものなりと云へり。サー・ジョンは斯る國際協約の最も有名なる一例として、一八五六年の巴里宣言を挙げたり。サー・ジョンの説に據れば、英國捕獲審檢所は、捕獲事件に於て、巴里宣言を適用したることなかりしと雖も、該宣言に従へば、中立國旗は、其中立船中の敵貨にして、禁制品及び封鎖に關する法規に違反せざる限り、其敵貨を保護す可き筈にして、巴里宣言はクリミヤ戰爭後に成りたるものなれども、英國は該戰爭中、宣言の認むる原則を實行したるものなりとは、ドクトル・ホーランドの、檢事總長に注意したる所なりと述べたり。巴里宣言以後、國際法に最も重要な寄與を爲したるものは、一九〇七年の第二平和會議に於て議決せられたる諸條約にして、文明諸國は、之に依り戰時に適用す可き法典の改廢を行ひたりしが、是等の諸條約中、苟も締盟國の合意したるものは、國際法に接木したるものとして、當審檢所に於て適用せらるゝものと思ふべき旨を附言して、檢事總長が開審に際して試みたる此興味ある陳述を終り、いよいよ過去六十年來、第一の捕獲事件たる智利號事件の本問題に入りたり。

六

即ち檢事總長サー・ジョン・サイモンは、獨船智利號に就て同船は獨逸ブレーメン港出帆の獨逸船にして、拿捕の當時には、船内に貨物を搭載せざりしこと、同船は公海にて拿捕せられたるに非ずして、戦争開始と同時に、英國港にて拿捕せられたるものなること、即ち同船は八月四日カーヂブ港に到着したるに、戦争は同日午後十一時に開始せられ、翌日税關吏に依て拿捕せられたるものなることを陳述したる後、捕獲審檢所は、本來敵船を處置するの權能を有するものにして、其敵船は公海にて拿捕せられたると、將に中立港以外の港灣にて拿捕せられたることを問はず、總て當國の官憲が之を拿捕すると同時に、審檢所の審檢に附せらる可きものなることを一言し、曾てマンスフィールド卿が *Lindo v. Rodney* 事件に就て、交戰國間に互惠協約の存せざるとき、本件の如き事情の下に拿捕せられたる一切の敵船は、開戰の宣言と共に、敵國財産として沒收せらる可きものなりとの説を引き、其所謂互惠協約とは、一九〇七年の海牙なる第二平和會議にて締結せられし條約第六號、即ち開戰の際に於ける敵の商船取扱に關する條約にして、獨逸英國ともに其加盟國たること、及び加盟國は「戦争の危禍に對し、國際商業の安全を保障せんと欲し、及び近世の

實例に従ひ、開戰前に善意を以て着手し、且つ履行中に在る取引を爲し得る限り、保護せんと欲し、之が爲め條約を締結するに決したりとの同條約前文の一句を引用したる後、同條約本文第一條(一)及び第二條(三)を讀上げ、英國は同條約に記名し、獨逸は第三條及び第四條第二項を留保して記名したる由を附言したり。

(一) 第一條 交戰國の一方に屬する商船が開戰の際敵港内に在るときは該船舶に對し即刻又は相當の恩惠期間の後自由に出港し且通過航券を附與せられたる後、其到達港又は指定せられたる他の港に直航するを許されんことを希望す開戰前に最後の發航港を去り戦争を知らずして敵港内に入りたる船舶に付亦同じ

(二) 第二條 不可抗力に基く事情の爲め前條に掲げたる期間内に敵港を去ること能はざりし商船又は出港を許されざりし商船は之を沒收することを得ず交戰者は單に戦争後賠償なくして之を還附するの義務を負ひて該船舶を抑留し又は賠償を拂ひて之を發することを得

英國政府は右の條約に規定する原則を適用せんが爲め、八月四日開戰と同時に1の Order in Council を發布したり。檢事總長は法廷に於て、第一條、第二條、及び第三條の要領を述ぶるに止めたりしも、是等の條文たる、本件に最も重要緊切なる關係を

有するものなるを以て、余は左に其全原文を示す可し。

1. From and after the publication of this Order no enemy merchant shall be allowed to depart, except in accordance with the provisions of this Order, from any British port or from any ports in any Native State in India, or in any of His Majesty's Protectorates, or in any State under His Majesty's protection or in Cyprus.
2. In the event of one of His Majesty's Principal Secretaries of State being satisfied by information reaching him not later than midnight on Friday, the seventh day of August, that treatment accorded to British merchant ships and their cargoes which at the date of the outbreak of hostilities were in the ports of the enemy or which subsequently entured them is not less favourable than the treatment accorded to enemy merchant Ships by Articles 3 to 7 of this Order, he shall notify the Lords Commissioners of His Majesty's Treasury and the Lords Commissioners of the Admiralty accordingly, and public notice thereof shall forthwith be given in the "London Gazette," and Articles 3 to 8 of this Order shall thereupon come into full force and effect.
3. Subject to the provisions of this Order, any merchant ships which
 - (i) At the date of the outbreak of hostilities were in any port in which this Order applies; or
 - (ii) Cleared from their last port before the declaration of war, and after the outbreak of

hostilities, enter a port to which this Order applies, with no knowledge of the war : shall be allowed up till midnight (Greenwich mean time), on Friday, the fourteenth day of August, for loading or unloading their cargoes, and for departing from such port : provided that such vessels shall not be allowed to ship any contraband of war, and any contraband of war already shipped on such vessels must be discharged.

即ち原則としては、開戦當時英國及び海外所領の港内に在りし敵船は、一切出港を禁ずるものにして、唯だ一定の例外の場合にのみ、猶豫期間内に、出港を許すのみ。而して敵船に此猶豫期間を與ふるは、敵國に於ても英船に對して亦同様の取扱を爲す場合に限るものにして、前掲本條の規定に據れば、八月七日の夜半までに、獨逸が英船及び英貨に對して、互惠的取扱を爲すの報告達せざるときは英國港内の獨逸船に對しても、猶豫期間の特典を與ふることなく、若し獨逸にして果して互惠的取扱を爲すに於ては、開戦當時在港したる獨船、及び開戦前に最後の發航港を去り、開戦を知らずして英國港内に入りたる獨船は、八月十四日夜半までは、自由に出港することを許さる可し。故に海牙條約に其實行を希望したる猶豫期間の取扱は、一に獨逸が英船に對して同一の取扱を爲すや否やの報告が、八月七日夜半に達する

ことの有無に依て決せられたるものなり。然るに此 Order in Council の發せられたる同日(八月四日)の夜、英國政府は駐英獨逸大使より、左の通告に接したり。

The Imperial Government will keep mercantile vessels flying the British flag interned in German harbours, but will liberate them if the Imperial Government receive a counter undertaking from the British Government within forty-eight hours.

依て翌五日、英國政府は右の Order in Council の寫書を、英國に於て獨逸の爲めに其利益の保護に任ずる米國大使に交付し、且つ其規定條項が、果して右獨逸の希望に應ずるや否や、及び之に依て獨逸港内に抑留せらるゝ英船を解放す可きや否やを獨逸政府に問合はさんことを依頼したるに對し、七日に至り、在倫敦米國大使館は、瑞典ストックホルム駐在米國公使の手を経て、在柏林米國大使發、左記電報の到來したる趣きを通じ、且つ此電報は、英國政府の依頼に依る前記問合に對する回答に非ざる旨を附記したり。

Please state if England has issued Proclamation that she gives permission to enemy ships to leave British ports until midnight, August 14th. If this is so, Germany will issue corresponding orders. Reply through German Legation, Stockholm.

規定の八月七日夜半の少し前、英國政府は、米國大使館に問合せたるに、柏林より何等の通信に接せざる旨を確めたるを以て、外務大臣サー・エドワード・ベナーは、同日夜半附を以て、左記の通告を Lords Commissioners of the Treasury 及び Lords Commissioners of the Admiralty に與へたり。

My Lords,

I have the honour to state that no information has reached me that the treatment accorded to British merchant ships and their cargoes which were in German ports at the date of the outbreak of hostilities or which subsequently entered them is not less favourable than that accorded to enemy merchant ships by Articles III. to VIII. of the Order in Council issued on the 4th day of August, 1914, with reference to enemy ships being in British ports at the outbreak of hostilities or subsequently entering them. Articles III. to VIII. of the said Order in Council will therefore not come into operation.

依て智利號事件の關する限りに於て、該 Order in Council 中、前掲第三條は、獨逸船に對しては適用せられざるものなるを以て、隨て開戦の際に於ける敵の商船取扱に關する海牙條約第一條は、其適用なく、同第二條は、第一條に關聯して存在するものなるに依り、同條も亦適用を失へるものなり。